

大和証券積立投資約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
1 1. 契約の解除 この契約は、次の場合に解約されます。 ①～⑥ (省 略) ⑦ やむを得ない事由により当社がお客様に対し、この契約の解約の申出をしたとき (新 設) 1 3. その他 (1) ～ (3) (省 略) (4) 当社は、次に掲げる事項により生じたお客様の損害は、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。 ①～④ (省 略) (新 設) 附 則 この約款は、平成 30 年 6 月 18 日より適用されます。 以 上	1 1. 契約の解除 この契約は、次の場合に解約されます。 ①～⑥ (現行通り) ⑦ やむを得ない事由により当社がお客様に対し、この契約の解約の申出をしたとき。 ⑧ お客様のいずれの口座においても金銭及び有価証券の残高がないまま相当な期間が経過し、かつ、当社がこの約款に基づく取引又はサービスの提供を停止する措置を取ったとき。 ⑨ 当社が必要と判断し、お客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提供を行わなかったとき。 ⑩ お客様が犯罪による収益等の隠匿又は收受等に関与したと当社が相当の事由をもって判断したとき。 1 3. その他 (1) ～ (3) (現行通り) (4) 当社は、次に掲げる事項により生じたお客様の損害は、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。 ①～④ (現行通り) ⑤ この約款又は法令の定めに則って、取引又はサービスの提供が停止・制限され、もしくは取引内容が変更され、又は契約が解約されたことによる損害。 附 則 この約款は、令和元年 7 月 16 日より適用されます。 以 上